

「24 時間出張修理オプション (N) サービス利用規約」新旧対照表

改定前 (2023 年 6 月 1 日付)	改定後 (2023 年 8 月 18 日付)
第 2 条 (定義) 5. 「SoftBank 光回線」とは、SoftBank 光に係る会員回線をいいます。	第 2 条 (定義) 5. (削除)
第 2 条 (定義) 10. 「NTT 東西」とは、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます。)と西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。)の両方またはどちらか一方をいいます。	第 2 条 (定義) 10. 「NTT 東西」とは、東日本電信電話株式会社と西日本電信電話株式会社の両方またはどちらか一方をいいます。
第 18 条 (消費税相当額の加算) 第 12 条 (利用料金の支払義務) の規定その他本規約の規定により別途定める料金の支払いを要するものとされている額は、当社が別途定める額に消費税相当額を加算した額とします。	第 18 条 (消費税等相当額の加算) 第 12 条 (利用料金の支払義務) の規定その他本規約の規定により別途定める料金の支払いを要するものとされている額は、当社が別途定める額に消費税等相当額を加算した額とします。
第 25 条 (責任の制限) 1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、72 時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。	第 25 条 (責任の制限) 1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、72 時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害の賠償に応じるものとします。
第 25 条 (責任の制限) 2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金(当社が別途定める料金表に規定する利用料金)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、ただし、会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。	第 25 条 (責任の制限) 2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金(当社が別途定める料金表に規定する利用料金)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。